

委 託 仕 様 書 (案)

1 件 名 十条地区にぎわい創出支援委託

2 履行場所 拠点まちづくり担当課指定場所

3 目的

十条駅西口地区第一種市街地再開発事業（以下、「再開発事業」という。）にともない、令和5年2月に、商店街、再開発組合、発注者の3者で、にぎわいづくり準備会（以下、「準備会」という。）を設立し、発注者は事務局としてイベント等の企画・運営の支援を行ってきた。

本業務は、再開発事業完了後の令和7年秋頃に開催を予定している、まちびらきイベントについて、準備会や町会自治会、大学等の関係機関と調整したうえで企画・実施するとともに、この機会を捉え、既存コミュニティ（町会自治会や商店街等）と新コミュニティ（再開発事業で新たに生まれるコミュニティ）との共存共栄を図り、まちに新たなにぎわいを生み出すための組織（エリアマネジメント団体等）の設立に向けた支援を行うことを目的とする。

4 業務の内容

(1) まちびらきイベント（令和7年秋頃実施予定）の企画

発注者と協議の上、まちびらきイベント実施に必要な事項について企画を行う。

なお、準備会や町会自治会、大学、再開発事業者等の関係機関と調整したうえで企画は行うこととする。ただし、各関係機関との日程調整は発注者が行うこととし、調整内容についての資料作成及び記録作成を受注者が行うこととする。

(2) まちびらきイベントの実施

(1) で企画した本イベントを各関係者と協力して実施する。

なお、参加団体へは謝礼（QUOカード等）を、参加団体・来場者等へは令和7年度まちびらきイベント限定のノベルティグッズを引き渡すこととし、本ノベルティグッズの企画・作成をすること。

(3) エリアマネジメント団体等の設立及び活動支援

本イベントを機会とし、既存コミュニティと新コミュニティが基盤となった、エリアマネジメント団体等が設立されるように支援を行う。また、本団体が令和9年度以降から自主運営できるように支援する。

(4) 活動資料集の作成

上記の内容をまとめた記録等を整理し、活動資料集を作成する。

5 成果品の提出

本委託が完了したときは、以下に示す成果品を委託完了届とともに提出し、完了検査を受けるものとする。なお、提出する成果品の部数及び仕様については、以下のとおりとする。

①活動資料集（A4判フラットファイル綴じ） 2部

②上記成果品の電子データ 1部

※データは、PDFに変換したのもも納品すること。

※データは、DVD-ROM 又は CD-ROM に表題ラベル付で保存の上、納品すること。

③ノベルティグッズ

3,000 個程度

6 その他

①監督員の指示により、各業務に関する必要な補足資料を作成すること。

②業務内容は概要を示したものであり、業務の実施にあたっては監督員と十分打合せを行うこと。

7 委託期間 契約確定日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

8 支払方法 委託完了確認後、適正な請求に基づき各年度ごとに分割払いとする。

9 適用範囲及び一般事項

本委託は、この仕様書に従って実施し、仕様書に明記のないもの又はその解釈に疑義が生じたものについては、発注者と受注者が協議のうえ、決定すること。

10 個人情報の取扱い

本委託における個人情報の取扱いは、「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」によるものとする。

個人情報等の機密性の高い電子データを納品する場合は、電子データに対して、暗号化等の措置を行うこと。また、外部記録媒体で電子データを運搬する場合は、鍵付きのケース等を用いること。

11 環境により良い自動車利用

本委託の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

（1）ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

（2）自動車から排出される窒素炭化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

（3）低公害・低燃費な自動車の利用に努めること。

なお、適合の確保のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

12 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく適切な対応の徹底

本委託の履行にあたって、受注者は、「東京都北区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要綱」及び「東京都北区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要綱解釈運用方針」を遵守すること。

なお、この要綱の適用される「職員」を定義した、要綱第 2 条第 1 項の「職務遂行上又は行政運営上東京都北区と関係を有すると認められる者」には、発注者との契約を受注する事業者（受注者）が含まれている。

13 提出書類等

本委託の履行にあたっては、「受注者等提出書類処理基準・同実施細目（東京都北区土木部）（令和4年4月）」に基づき、必要書類を作成し提出すること。

14 その他

（1）本委託の成果等については、発注者の許可なく第三者に公表、貸与又は使用してはならない。

（2）本委託に関連する法令（労働基準関係法令等）について遵守すること。

（3）本委託の完了後、受注者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足等の措置を講じること。

（4）この仕様書に明記のないもの又はその解釈に疑義が生じたものについては、区担当者と協議のうえ、決定すること。

15 担当課

拠点まちづくり担当部 拠点まちづくり担当課